

東京都立城南特別支援学校 管理運営規程

20城南特第1号
平成20年4月1日
校長 決 定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立城南特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則、文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

副校長は、校長を助け、校務を整理し、校長の命を受け所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じて児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭

主任教諭又は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

1 部

教務部、安全防災部、スクールバス部、進路地域支援部、健康管理部、研究部、情報視聴覚部及び自立活動部の分掌部を置く。なお、各分掌部主任に主幹教諭もしくは主任教諭を充てる。ただし、主幹教諭、主任教諭の配置によっては、主幹教諭もしくは主任教諭に代り教諭がその任に就くこととする。なお、各部の分掌内容については、別表1（分掌部）のとおりとする。

2 学部

小学部、中学部、高等部を置く（各学部に訪問学級を置く）。なお、各部主任に主幹教諭もしくは主任教諭を充てる。ただし、主幹教諭、主任教諭の配置によっては、主幹教諭もし

くは主任教諭に代わって教諭がその任に就くこととする。

3 教科等

小学部：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳科、外国語活動、外国語、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導及び総合的な学習の時間を置く。

中学部：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語（英語）、道徳科、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導及び総合的な学習の時間を置く。

高等部：国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、道徳、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導及び総合的な探究の時間並びに総合的な学習の時間を置く。

4 教科会

上述、3 教科等による教科会「別図（分掌組織図）」を置き特別教室及び備品の管理と各教科予算編成を担当する。運営にあたっては教育課程を併せて行う。各教科主任には主任教諭をもって充てる。ただし、主任教諭の配置数によっては、主任教諭に代わって教諭がその任に就くこととする。

5 企画調整会議 第10による

6 職員会議 第11による

7 委員会

教育課程検討委員会、教科書選定委員会、学校危機管理委員会、学校防災教育推進委員会、いじめ体罰防止委員会（学校サポートチーム）、交流教育連絡委員会、学校保健委員会、医療的ケア校内委員会、学校給食運営委員会、アレルギー対応委員会、ホームページ管理委員会、学校図書委員会、業者選定委員会、省エネ委員会、学校開放事業運営委員会、安全衛生委員会その他必要な委員会を置く。

8 学校運営連絡協議会

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とする。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については教科会体育科の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、情報視聴覚部の所掌とする。教務部は情報視聴覚部に協力する。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、

その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、主任教諭、養護教諭とする。なお、その他校長が認めた場合は、上記以外の各主任等を加えることができる。

3 開催

定例会は、原則として週 1 回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次の事項から、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員及び学校介護職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月 1 回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録としてとりまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 分掌組織図

別図（分掌組織図）のとおりとする。

第13 人事

分掌組織を構成する人事は、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第16 情報開示

この規定及びその他の校内規定については、保護者及び都民の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規定は、平成31年 4月 1日から改正施行する。

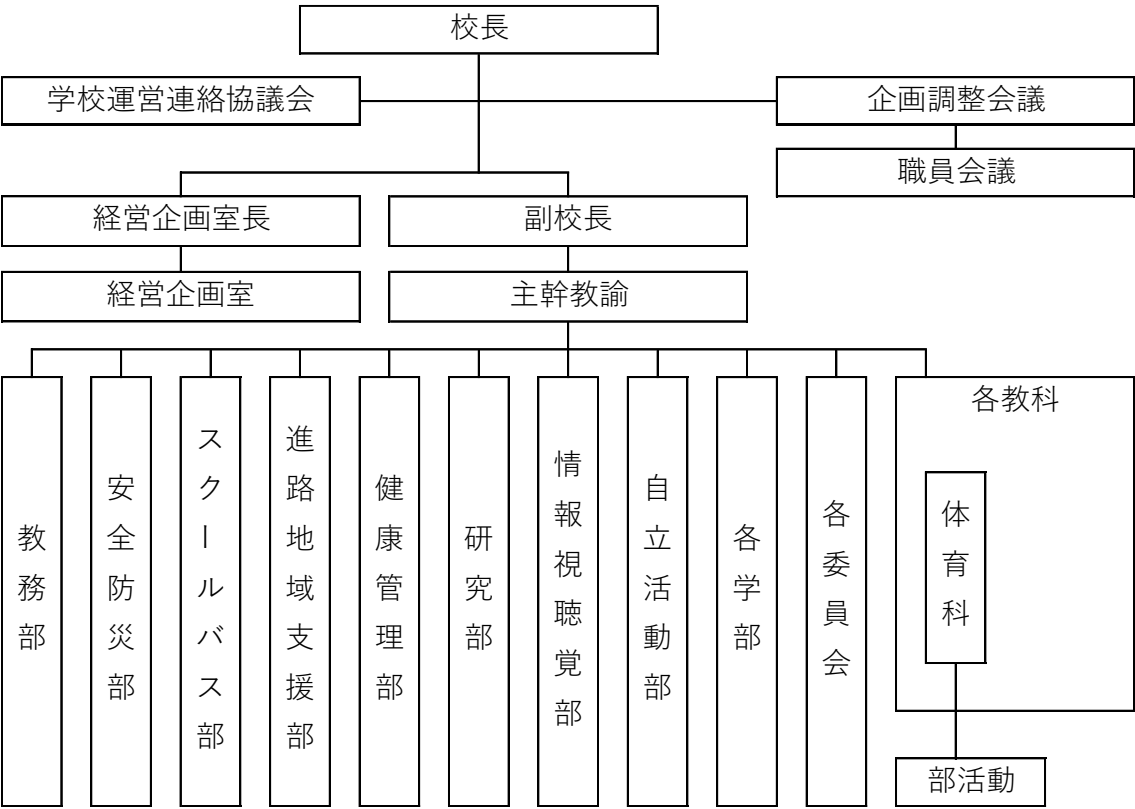
附則

この規定は、令和3年 4月 1日から改正施行する。

附則

この規定は、令和7年 4月 1日から改正施行する。

別図（分掌組織図）



別表1（分掌部）

教務部	教育課程、教科書、広報、学籍、行事、学校要覧、教育実習、介護等体験、その他庶務等に関すること
安全防災部	防災、安全、生活指導、環境整備等に関すること
スクールバス部	スクールバスの運行、運行者、保護者との連携、連絡調整等に関すること
進路地域支援部	進路指導、労働・福祉機関及び行政等との連携、特別支援教育の推進、公開講座、交流教育、学校公開、入学相談、PTA、就学前施設や学区教育委員会等との連携や渉外等に関すること

健康管理部	医療的ケアの実施、指導医・保護者との連携、保健給食、環境衛生、摂食指導、給食時の指導体制の調整、研修等に関すること
研究部	都肢研、関肢研、全肢研等、年次研、授業力向上研修、夏季研修、全校研修、新転任者研修等の教育内容及び方法に関する研究
情報視聴覚部	視聴覚機器、パソコンと周辺機器の管理、ホームページ、X作成 情報セキュリティ及び個人情報保護に関すること
自立活動部	自立活動の指導全般にかかわること、外部専門員の活用等に関すること

別表 2 (委員会)

教育課程検討委員会 教務部関与各学期 2 回	教育課程編成実施管理に関すること
教科書選定委員会 教務部所掌年間 3 回	教科書等の選定に関すること
学校危機管理委員会 安全防災部関与毎月 1 回	学校全体の危機管理対応の立案、防災用具、備蓄等の点検に関すること
学校防災教育推進委員会 安全防災部所掌年間 2 回	学校防災教育推進のための企画、立案に関すること
いじめ体罰防止委員会 (学校サポートチーム) 安全防災部関与各学期 1 回	いじめや体罰防止に向けての企画、立案に関すること 児童・生徒の課題について早期解決のため連携・協力できるサポート体制に関すること。
交流教育連絡委員会 地支部関与年間 2 回	学校間交流の企画、立案に関すること
学校保健委員会 健管部関与年間 2 回	学校保健経営計画に基づいた児童・生徒の健康に関すること
医療的ケア校内委員会 健管部関与各学期 1 回	医療的ケアの実施における指導、評価及び助言に関すること
学校給食運営委員会 栄養士所掌毎月 1 回	学校給食に関すること
アレルギー対応委員会 健管部関与各学期 1 回	アレルギー性疾患を有する児童・生徒の把握とその対策に関すること
ホームページ管理委員会 情視部所掌毎月 1 回	本校ホームページ、X、SNS 等の管理及び運営に関すること
学校図書委員会 教務部所掌年間 1 回	学校図書の予算編成に関すること、学校図書等管理についての企画等
業者選定委員会 経企室所掌各学部随時	行事等において業者に委託する場合の選定に関すること
省エネ委員会 経企室所掌年間 2 回	省エネ目標達成のための企画、立案に関すること
学校開放事業運営委員会 経企室所掌年間 2 回	都立学校公開講座、施設開放等に関すること
安全衛生委員会 経企室所掌毎月 1 回	学校職員の健康と安全に関すること